

平成23年川俣町議会第3回定例会会議録

平成23年川俣町議会第3回定例会は、3月10日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 高橋道弘君	2番 高橋真一郎君	3番 鳴原利光君
4番 高橋道也君	5番 菅野清一君	6番 齋藤博美君
7番 昆久美子君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 黒沢敏雄君	11番 三浦浩一君	12番 五十嵐謙吉君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 高野善兵衛君
16番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君
監査委員	斎藤庸夫君		

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋清美	書記	橋本文雄
--------	------	----	------

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

- 議報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2 号 寄附採納報告
- 報告第 3 号 専決処分の報告について  
(専決第 1 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について)
- 議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (説明)
- 議案第 6 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (説明)
- 議案第 7 号 川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (説明)
- 議案第 8 号 山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更について (説明)
- 議案第 9 号 小島田代辺地に係る総合整備計画の策定について (説明)
- 議案第 10 号 川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例 (説明)
- 議案第 11 号 町道路線の認定、変更及び廃止について (説明)
- 議案第 12 号 川俣町営住宅管理条例の一部を改正する条例 (説明)
- 議案第 13 号 川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (説明)
- 議案第 14 号 訴えの提起について (説明)
- 議案第 15 号 平成 22 年度川俣町一般会計補正予算 (第 7 号) (説明)
- 議案第 16 号 平成 22 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (説明)
- 議案第 17 号 平成 22 年度川俣町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号) (説明)
- 議案第 18 号 平成 22 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)  
(説明)
- 議案第 19 号 平成 22 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(説明)
- 議案第 20 号 平成 23 年度川俣町一般会計予算 (説明)
- 議案第 21 号 平成 23 年度川俣町国民健康保険特別会計予算 (説明)
- 議案第 22 号 平成 23 年度川俣町介護保険特別会計予算 (説明)
- 議案第 23 号 平成 23 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算 (説明)
- 議案第 24 号 平成 23 年度川俣町水道事業会計予算 (説明)
- 議案第 25 号 平成 23 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算 (説明)
- 議案第 26 号 平成 23 年度川俣町奨学資金特別会計予算 (説明)
- 議案第 27 号 平成 23 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算 (説明)
- 議案第 28 号 平成 23 年度川俣町小島財産区特別会計予算 (説明)
- 議案第 29 号 平成 23 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算 (説明)
- 議案第 30 号 平成 23 年度川俣町大綱木財産区特別会計予算 (説明)

- 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度川俣町小綱木財産区特別会計予算（説明）  
議案第 3 2 号 平成 2 3 年度川俣町山木屋財産区特別会計予算（説明）

◎表彰状伝達

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。開会に先立ちまして申し上げます。

平成22年度福島県町村議会議長会定期総会が、去る2月26日、福島県自治会館で開催されました。その席上、本町議会より3人の方が全国町村議長会から自治功労者として表彰されましたので、ここで表彰状の伝達を行います。

ただいまからお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は前へお進みください。議会事務局長よりお名前を申し上げます。（表彰伝達）

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成23年第3回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時05分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 鳴原利光君、4番議員 高橋道也君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 皆さん、おはようございます。本定例会の会期及び審議日程につきまして、去る3月7日、議会運営委員会を開催し協議した結果、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から22日までの13日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の結果報告、寄附採納報告、専決処分報告を受けたいと思います。その後、一般議案10件の提案内容説明、平成22年度一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業団地特別会計の補正予算5件及び平成23年度一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、簡易水道特別会計、奨学資金特別会計、工業団地特別会計、各財産区特別会計の当初予算13件について提案内容の説明を受け、午後3時ごろ散会の予定であります。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第2日目の11日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。第3日目の12日は土曜日、第4日目の13日は日曜日のため休会といたします。第5日目の14日、月曜日は午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後4時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は5名の方を予定しております。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第6日目の15日、火曜日は、午前11時に本会議を開議し、14日に引き

続き一般質問を行います。一般質問は、4名の方を予定しております。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第7日目の16日、水曜日は、一般議案10件の質疑、討論、採決を行い、平成22年度補正予算5件と平成23年度当初予算8件の質疑を行った後、所管の委員会に付託を行っていただきます。その後、平成23年度各財産区当初予算5件の質疑、討論、採決を行います。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第8日目の17日、木曜日と第9日目の18日、金曜日は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第10日目の19日、土曜日、第11日目の20日は日曜日、12日目の21日は、祝日のため休会といたします。本定例会最終日であります第13日目の22日、火曜日は午後1時から午後2時50分まで議会運営委員会を開催いたします。その後、本会議を午後3時に開議し、各常任委員長から請願、陳情の審査結果、付託議案の審査結果について報告を受けた後、平成22年度補正予算5件、平成23年度当初予算8件の討論、採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらをすべて議了して、午後5時ごろ閉会の予定であります。

以上のおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員長が報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、13日間と決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手もとに配付したとおりでありますので、一括上程をいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。

本日、ここに平成23年第3回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告2件、議案は、平成23年度川俣町一般会計予算など28件でございますが、これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町政の重要課題や近況等について、ご報告を申し上げます。

第1点目は、経済、雇用の情勢についてであります。内閣府の月例経済報告によりますと、「景気は持ち直しに向けた動きが見られ、足踏み状態を脱出しつつある。ただし、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にある。」とのことであります。また、県の最近の経済動向によりますと、県内の景気は、生産活動において、回復に向けた動きが緩やかになっているが、雇用情勢において改善の動きが

見られるなど、厳しいながらも持ち直しの動きが続いている。なお、為替変動による影響を注視する必要がある、との総合判断であります。本町内の経済、雇用の状況につきましても、半導体や輸送機械関連、縫製産業では、本年3月現在で生産活動において回復の兆しが出ており、受注量は増加傾向にあります。雇用面でも、時間外労働の増加などから一部に中途採用の動きが見られるなど、総じて回復基調、持ち直しの動きが出ているように伺われるところであります。しかし、今後、為替変動による影響、原油価格の動向に注視する必要があるとの状況であるとのことをございます。町といたしましては、これまで緊急経済雇用対策として、緊急雇用相談窓口等の開設やハローワークインターネットサービスコーナーの常時開設、中小企業経営合理化資金の利子補給及び保証料の補助、日本政策金融公庫制度資金の利子補給事業、また、雇用対策につきましても、県の緊急雇用創出基金事業等も活用し、町及び町内事業所における雇用の創出事業に取り組み、平成22年度においては延べ75名の雇用を確保するなど、厳しい経済、雇用情勢に対しまして迅速な対応に努めてきたところでございます。また、国の補正予算をも活用して、農業用排水路の整備や町道の維持補修、幼稚園、保育園から中学校、公民館に至るまでの図書の実施などの事業への取り組み、そして、商工業振興のため、シルクスタンプ会発行の生活応援プレミアム付き商品券への補助事業などを実施しているところでございます。このプレミアム生活応援商品券は1口2万円で、2万2,000円分の買い物ができる商品券でございますが、シルクスタンプ会によりますと、3月1日から1,000口限定の販売を開始したところ、初日に500口を販売するなど大変好評で、残りもあとわずか、これまで以上に町内で買い物をしてもらうきっかけになればとのことであります。プレミアム付商品券による今後の町内における経済波及効果に大きく期待を寄せているところでございます。絹布、絹織物関係では、ニューヨーク、パリ、ミラノといった世界のファッション先進地での展示会へ出展する企業もあります。また、2月17日から18日の両日、東京青山で「第30回福島のおりもの展」が開催され、絹製品や生地など開発商品を中心に約400点を展示し、国内外に川俣絹織物をPRしております。今年、昭和57年3月に「第1回ふくしまのおりもの展」を日本橋の綿商会館で開催以来、30年という節目の年を迎えました。今、織物業界は、内外経済環境、需要構造の変化、輸入品との競合等、大変厳しい状況にありますが、今年の織物展では、社団法人日本クラフトデザイン協会、新宿区染色協議会、杉野服飾大学、ドレスメーカー学院、今泉女子専門学校、大塚テキスタイルデザイン専門学校とのコラボレーションによる新たな販路の開拓と産地PRに取り組みされており、特に今回は、産地間連携を目標に、東京都新宿区の江戸小紋の手書き丹前をデザインした絹のスカーフや下帯、織物展時間政策の草木染めストール、町内ニット企業による川俣絹を加工した婦人用ブラウスなどを展示し、訪れたアパレル関係者の注目を集めておりました。織物産業につきましても、産地の連携が強められており、先に発足した全国シルクのまちづくり協議会の活動と併せ、繊維産業の振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、農業についてご報告を申し上げます。平成22年産の葉タバコの出荷は、1月に終了をいたしました。一昨年から作付け品種が替わり、安定収量と販売価格に期待をいたしておりましたが、昨年は天候が不順で猛暑の影響を受け、収量が大幅に減少し、販売高は10アール当たり30万円台となり、昨年より10アール当たり10万円減少し、総額約2億3,500万円でありました。一方、禁煙の拡がりや昨年10月に実施された過去最大のタバコの値上げなどによりまして、値上げ後の減少の振れ幅は大きなものとなっており、葉タバコ生産の将来を考えますと、大変厳しい状況が予想されますので、現在は、それ以上の農作物がなかなか見当たらないという現状もありますが、中山間地の利点を活かして、販路が強い小菊等花きの栽培、ニンニクの産地化、更に転作作物に古代米を栽培、加工し、6次産業化による商品化を目指す農家も出ており、新たな適地、適作品目の開拓などにより、栽培農家が後継者づくりに向けた意欲をも掻き立てられるような農業として、町といたしましても農業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

第2点目は、住民生活に直結する身近な課題として、平成22年度から着手いたしております生活交通体系の見直しにつきまして、ご報告申を申し上げます。これまで平成21年3月に策定いたしました川俣町生活交通計画に基づき、路線バスの再編と併せましてデマント型乗り合いタクシー、ふれあいタクシーの試験運行に取り組んでおります。山木屋地区、小網木地区、福沢地区においては、平成21年10月1日から運行を開始しておりますが、地域の皆様とともに、適宜運行の成果を検証、評価し、運行計画の見直しを行いながら試験運行を継続しているところでございます。平成23年度につきましては、新たに飯坂地区、小島地区での運行を予定しており、現在、川俣・原町線、川俣・掛田線の再編協議を進めるとともに、小島地区、飯坂地区との懇談会の開催により、準備を進めているところでございます。ふれあいタクシーにつきましては、自宅送迎を基本としていることから、これまでバスを利用しにくかった交通不便地域の解消が図られており、アンケート調査結果等でも利用者満足度は高くなっております。今後も運行の推移を見守りながら、利用者利便性の向上や運行の効率化に努め、持続可能な交通システムとして確立してまいりたいと考えております。

第3点目は、インフルエンザ関係につきましてご報告申し上げます。平成21年の8月ごろから流行いたしました新型インフルエンザ等について、今年度は町内の各小中学校等において、今年に入り流行の兆しが見られ、中下旬にかけて連日40名を超える発症状況となりました。全国の感染症発生状況調査では、流行警報継続基準値の定点当たり10人を超え、流行警報が出ている地域もありましたので、大変心配いたしておりましたが、2月の中ごろからは1ケタ台と減少してまいりました。インフルエンザの流行は下火になってきたとは言え、これまでどおり適切な予防方法の継続が重要であることは、言うまでもありません。また、鳥インフルエンザ関係につきましては、福島市内で見つかったコハクチョウ1羽から強毒性の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことにより、本町では2月16日、川

俣町高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置し、町における今後の対応について決定し、町内全戸に高病原性鳥インフルエンザのお知らせの回覧とお知らせの配布を行い、飼育している鶏等に異常があった場合などの対応方法について周知を図るとともに、県北家畜保健衛生所による飼養農場、飼養者への立入り調査に同行し、異常がないことを確認いたしました。福島県は今年8日、野鳥の飛来地45か所を観察し、異常がないことを確認し、また、福島市の橘高校から半径10キロ以内に設定しておりました、家禽監視区域を8日午前0時に解除をいたしましたところでございます。しかし、環境省の野鳥に関するレベル3を継続しており、県では引き続き野鳥飛来地の監視、死んだ野鳥の調査を行うこととなっております。川俣シャモの川俣町といたしましては、今後とも関係機関との十分な連携を図りつつ、飼育農家等への正確な情報の提供に努めながら、飼養衛生管理の徹底を図っていく考えであります。

第4点目は、町の話題などにつきましてご報告を申し上げます。1月からの厳寒の影響で、久しぶりに山木屋の田んぼリンクの氷の状況が良くなり、特に休日などはスケートを楽しむ人々で大変なにぎわいぶりでありました。厳寒の中、氷づくりを担っていただいている地域の皆様方に心から感謝を申し上げます。また、花塚山から約308キロメートル先の富士山を眺めるというチャレンジの模様を放映したNHK仙台放送局のワンダフル東北「富士遠望の北限に挑む」が大好評でありまして、3月11日、午後3時15分から4時まで、再び全国放送されることとなりました。川俣の山、花塚山が今、全国から注目を浴びており、観光のまちづくりに結びつくよう期待を寄せております。コスキン関係では、全国の地方新聞社と共同通信社が設けた第1回地域再生大賞で、川俣町のコスキン・エン・ハポンを主催する「ノルテハポン」が優秀賞に輝きました。また、町の広報紙では、第56回区市町村広報コンクールにおいて、「広報かわまた」が、広報紙部門町の部で特選、写真部門1枚の部で特選、組み写真部門でも入選となり、2部門にわたって特選となりました。今後とも、町民の皆様が親しまれる広報紙づくりに努めてまいります。小中学校における各種表彰等につきましては、第44回福島県児童作文コンクールで福田小学校2年生が、準特選に入賞。第23回ライオンズクラブ国際平和ポスターコンクールコンテストで、川俣中学校2年生が、第2副地区ガバナー賞受賞。平成22年度キャリア教育優良学校表彰では、山木屋中学校が文部科学大臣表彰受賞。平成22年度学校保健会健康教育推進学校表彰事業で、福田小学校が優良校表彰受賞。また、昨年12月に盛岡市で開催された東北中学校スケート大会、今年1月に長野市で開催された全国中学校スケート大会に、山木屋中学校の3年生が出場いたしました。また、今月末にヨルダンで開催されるフェンシング世界ジュニア選手権に、川俣高校2年生が日本代表として出場することが決定いたしました。3月2日は、川俣ホームで川俣出身三浦イトさんの100歳賀寿祝いが執り行われ、川俣町で100歳以上の方が、103歳を最高齢に7名となりました。このような明るい話題が、「元気なまちづくり」の力になっていることをうれしく

思っている次第であります。

それでは、平成23年度の一般会計当初予算について、ご説明を申し上げます。

はじめに、国の平成23年度の予算編成に当たっては、「成長と雇用」を最大のテーマとし、今後、需要が拡大していく分野を中心に雇用を増やし、経済成長の要としていくための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにするるとともに、持続的な成長基盤を築くこととしております。本町におきましても、行財政改革プログラムの趣旨を踏まえ、引き続きあらゆる工夫による歳入確保に取り組むとともに、事務事業の効率的執行や整理合理化、総人件費の抑制など行財政改革を徹底し、持続可能な財政構造を確立できるよう最大限に努力していくことといたしまして、極めて厳しい財政状況にあります。知恵と工夫を最大限に発揮して、町民生活の安全、安心の確保を最優先に、現下の厳しい経済、雇用情勢に的確に対応してまいりたいと考えております。このような中、平成23年度当初予算の編成にあたりましては、国における地方財政対策において、地方交付税につきましては、総額で0.5兆円の増額となりましたが、併せて地方税収も増加すると見込んでおり、結果として臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は減額となることから、平成22年の景気や雇用情勢の回復等を見込むことができない本町といたしましては、町税の増収が見込めないため、町税をはじめ、ほとんどの交付金を減収と見込まざるを得ませんでした。こうした減収や地方交付税の増は見込めない状況の中、大変厳しい予算編成となり、財源不足を補うため、最終的には、財政調整基金から昨年度より2億7,394万2,000円多い2億9,651万4,000円の取崩し繰入を行い、歳入歳出総額を56億900万円の予算となったところでございます。また、歳出につきましては、第5次振興計画の初年度となるため、本町の将来像である「みんなでつくる元気いっぱい笑顔いっぱいのまちかわまた」の実現に向け、諸施策を実施するとともに、経済、雇用対策としての緊急雇用創出基金事業の継続実施や町道整備などを充実させることにより、安全、安心な生活環境の確保を図り、住民満足度を高めることとしております。第5次川俣町振興計画第1期実施計画に基づく各種施策の実現に向けては、計画の堆進を含め、150の事業を盛り込んであります。まちづくりの基本目標に対する事業数、予算計上額について申し上げます。「みんなでつくるまち」では、4事業で1,411万2,000円、「安全快適にさせるまち」では、49事業で5億6,787万4,000円、「安心の笑顔があふれるまち」では、23事業で3億3,673万9,000円、「いきいきと学び楽しむまち」では、28事業で1億9,168万9,000円、「活気ある産業を育てるまち」では、45事業で1億5,856万2,000円と、以上の事業について措置し、「みんなでつくる 元気いっぱい笑顔いっぱいのまち かわまた」の将来像に沿って、施策を推進してまいりたいと考えております。

平成23年度の一般会計の概要につきまして、はじめに、国の平成23年度一般会計予算案の規模は、平成22年度当初予算比0.1%増の9兆4,116億円となり、基礎的財政収支対象経費の規模は、0.1%減の7兆8,625億円とな

っております。県の一般会計予算の総額は9,000億3,400万円となり、前年度当初予算を22億円、0.2%を下回っておりますが、極めて厳しい経済情勢の中、県民福祉の向上に努めるとしてありまして、2年連続で9,000億円台の予算を確保しておりますところでございます。このような状況下で先ほども申し上げましたが、今後も経済、雇用情勢の低迷や円高の影響等、先行き不透明感から税収の増収は見込めないと推察され、地方交付税も増額は見込めず、更に普通交付税の振替となる臨時財政対策債も算定方式の変更、総額の大幅減少となることから、投資的経費に充てる一般財源も限られており、施設の老朽化に伴う補修費の増大、扶助費の増加などとも合わせて、平成23年度の町財政を取り巻く環境は、依然として厳しいものとなっております。予算編成にあたりましては、最優先課題として子育て支援の充実を図るため、制度改正となる子ども手当を満額計上したほか、新たに子どもの肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの予防接種にかかる費用を満額計上し、無料化を図ることといたしております。また、国会における予算関連法案の取扱いに関しまして予断を許さない状況との見方もあり、子ども手当法案については多くの自治体や住民が影響を受けることによる国会の動向を注視しながら関係機関等の連携により、対応してまいりたいと考えております。

それでは、歳入歳出の主なものについて申し上げます。町税につきましては、町民税が長引く景気の低迷や雇用情勢の回復が弱く、退職者数の増加などが見込まれ、全体で前年度比、6,710万9,000円、5.6%減の11億2,454万9,000円と見込んでおります。また、地方交付税につきましては、普通交付税の別枠加算を含めた全国平均の伸び率は2.8%増と示されておりますが、平成22年の国勢調査による人口の減少などを考慮し、前年度の交付実績額当初から2.0%減額として見込み、特別交付税と合わせ24億7,490万3,000円を計上しております。歳出では、少子化対策、子育て支援として、予防接種事業や母子保健事業に合わせて3,483万5,000円を計上したほか、子ども手当支給事業に2億9,653万2,000円を、子ども医療費助成事業に4,390万3,000円を、わいわいクラブ事業や預かり保育事業、放課後子ども推進事業に合わせて2,771万8,000円を、保育所運営費として1億1,803万1,000円を計上いたしております。また、介護保険特別会計、国民健康保険事業特別会計への繰出金として4億1,422万6,000円を計上しております。加えて経済雇用対策として町道の整備事業については、継続2路線に加え、新規路線として8路線を整備することとし、1億4,702万1,000円を町道等11路線の補修工事費に3,286万5,000円を計上し、また、昨年度に引き続き火葬場を建設するための財源確保のため、5,000万円の基金積立金などを計上いたしました。自立計画の重点事業の取り組みと合わせまして、町民皆様の満足度を高める予算に努めたところでございます。なお、詳細については、担当課長から後ほど説明いたさせます。それでは、提出議案の説明を申し上げます。

議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、行財政改革の推

進施策として社会情勢の変化などに対応し、時代に合った給与の適正化を図るため、職員の特務手当を廃止しようとするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号、職員の特務手当に関する条例を廃止する条例は、職員の特務手当を廃止するため、給与条例に基づき、職員の特務手当てに関する事項を定めている本条例を廃止しようとするものでございます。

議案第7号、川俣町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、行財政改革の推進施策として社会情勢の変化に対応し、時代に合った給与の適正化を図るため、水道企業職員の特務手当て及び企業手当てを廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号、山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更については、山木屋八木辺地にかかる平成20年度から24年度までの総合整備計画に、八木西線の未舗装区間を整備する内容を追加するための変更について、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項」の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第9号、小島田代辺地に係る総合整備計画の策定については、小島田代辺地に係る平成23年度から27年度の5か年で町道神廻山・田代前線を整備する計画を策定し、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項」の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第10号、川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令に基づき、平成23年4月1日からの出産一時金について、条例本則で規定し支給するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第11号、町道路線の認定、変更及び廃止につきましては、道路法の規定により、町道路線として16路線の認定、5路線の変更、1路線の廃止を行うものでございます。

議案第12号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例は、町営住宅条例に定める団地及び住宅のうち、老朽化等により住宅を用途廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第13号、川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、道路法施行令の一部を改正する政令に基づき、電柱、電話柱などの道路占用物件にかかる道路占用料の額を平均3割程度減額するための所要の改正を行うものでございます。

議案第14号、訴えの提起については、長期にわたり不在で住宅の使用が認められない1名の町営住宅入居者に対し、町営住宅の明け渡し等の請求に関し、訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第15号、平成22年度川俣町一般会計補正予算（第7号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億977万9,000円を増額し、予算の総額を63億7,411万7,000円とするものでございます。本補正予算は、主に事業費の確定

等によるものや緊急を要するものなどの増額補正でございますが、歳入の主な増額補正は普通交付税の追加交付分3,776万7,000円、国庫支出金で介護施設等緊急整備臨時特例事業費補助金2,075万円、福島地方広域行政事務組合の解散に伴う、ふるさと市町村圏基金返還金1億1,137万5,000円などがございます。主な減額補正は、県支出金で緊急雇用創出基金事業補助金1,267万2,000円、繰入金で歳入歳出増減額6,318万5,000円を財政調整基金へ繰戻す措置としております。歳出の主な増額補正は、維持補修費で道路除雪作業委託料420万円、扶助費で自立支援介護、訓練等給付費523万5,000円、補助費等で福島地方広域行政事務組合職員退職手当負担金1,638万2,000円、普通建設事業費で介護施設等緊急整備臨時特例基金事業補助金2,075万円、積立金で財政調整基金積立金9,499万2,000円などの増額でございます。主な減額補正は、人件費で各選挙経費の時間外勤務手当などで856万1,000円、物件費ですみよし保育園日々雇用賃金、新助館跡遺跡本調査事業費の日々雇用賃金合わせて1,730万円、普通建設事業費で浄化槽設置整備事業補助金357万2,000円などがございます。

議案第16号、平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。事業勘定の既定の予算額に歳入歳出それぞれ456万2,000円を増額し、予算の総額を18億1,677万7,000円とするものでございます。歳入では、療養給付費交付金、概算交付額の変更により1,676万8,000円の減額、一般会計繰入金で財政安定化事業の確定により1,122万4,000円、保険基盤安定負担金の確定により936万9,000円、合わせて2,059万3,000円の増額などがございます。歳出では、保険給付費で退職被保険者等療養給付費の増額見込により460万円を計上し、諸支出金で一般被保険者保険税還付金の増額見込により50万円の計上などがございます。

議案第17号、平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。既定の予算額から歳入歳出それぞれ408万2,000円を減額し、予算の総額を13億9,574万円とするものでございます。歳入では、介護給付費負担金等確定見込みにより国庫負担金3,078万2,000円、県支出金で介護給付費負担金等確定見込により2,616万9,000円の減額、財政安定化基金事業費1,999万9,000円の増額など。また、繰入金で5号補正の歳入歳出増減額3,537万3,000円を介護給付準備基金から繰り入れる措置としております。歳出では、地域支援事業費の確定見込みにより309万円の減額としているものでございます。

議案第18号、平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。既定の予算額に歳入歳出それぞれ205万9,000円を増額し、予算の総額を1億6,154万9,000円とするものでございます。歳入では、後期高齢者医療保険料の確定見込みにより185万円の増額など。歳出では、保険料納付金等の確定見込により広域連合納付金163万7,000円の増額など

といたしております。

議案第19号、平成22年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5万円を増額し、予算の総額を1億5,708万8,000円とするものでございます。

次に、平成23年度特別会計について申し上げます。

議案第21号、平成23年度川俣町国民健康保険特別会計予算でございますが、本町の国民健康保険事業は、経済、雇用情勢の悪化が一段と厳しさを増している中において、社会保険から国民健康保険への加入や前期高齢被保険者の増加が予想され、また、加入者の高齢化、低所得者の増加、医療費の増加傾向など、国民健康保険制度を取り巻く厳しい財政状況を踏まえ、収支の均衡を保持し事業運営に努めるものとして予算編成を行いました。事業勘定予算につきましては、歳入歳出予算総額を18億3,916万1,000円と定めるものでございます。前年度当初予算比では額にして4,360万9000円、率にして2.4%の増となったところでございます。主な歳入では、国民健康保険税は現年課税分で4億1,085万5,000円、前年度比5.6%の増となるものでございます。これは国庫負担金の減額や保険給付費の伸びなどが、主な要因となっております。国庫支出金は4億5,739万7,000円で、前年度比4.9%の減、前期高齢者交付金は3億9,464万2,000円で、前年度比29.8%の増、共同事業交付金は2億3,220万4,000円で、前年度比14.2%の減、また、一般会計繰入金は1億6,186万8,000円で、財政安定化支援事業繰入金の増額等により前年度比33%の増となったところでございます。主な歳出では、保険給付費は12億4,036万円、対前年度比1.9%の増、後期高齢者支援金は2億119万7,000円、前年度比18.2%の増、共同事業拠出金が2億1,227万8,000円で、前年度比10.6%の減となっております。また、保健事業費は2,726万円、前年度比21.8%の増となっております。これは、平成22年度から集団検診に加え、町内の医療機関による施設健診を実施しておりますが、平成23年度からは、施設検診に福島市の医療機関を新たに加え、実施することとしたことからの増でございます。施設勘定予算は、引き続き平成21年度からの3年間は、済生会川俣病院を指定管理者として管理運営を委託するものであり、歳入歳出予算の総額を466万2,000円と定めるものでございます。

議案第22号は、平成23年度川俣町介護保険特別会計予算について申し上げます。介護保険制度は、平成12年度に制度が施行され、11年が経過いたしました。要介護認定者の増加に伴い、サービス給付費も増加の一途をたどっており、平成21年度からの第4期介護保険事業計画に基づき、歳入歳出予算総額を15億5,591万4,000円と定めるものでございます。前年度当初予算比は額にして1億5,627万3,000円、率にして11.2%の増となっております。主な歳入では、第4期介護保険事業計画に基づき、平成21年度から23年度までの3年間の中期財政期間として定める第1号被保険者にかかる介護保険料は、現年度分で1億

9,450万5,000円、前年度比0.2%の増としております。また、給付費の負担割合に基づき、国庫支出金が4億2,129万5,000円、前年度比20.9%の増、支払基金交付金が4億4,103万8,000円、前年度比12.3%の増、一般会計繰入金が2億3,956万1,000円、前年度比8.9%増などとしております。主な歳出では、保険給付費が14億6,100万円、前年度比額にして1億6,129万4,000円、率にして12.4%の増となったところでございます。

議案第23号、平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。後期高齢者医療制度は、平成20年度に制度が施行され、4年目となります。広域連合で算出した平成23年度療養給付見込みによる負担金及び保険料納付金等を計上し、歳入歳出予算総額を1億6,653万4,000円と定めるものでございます。前年度当初予算費では額にして739万円、率にして4.6%の増となっております。主な歳入では、保険料9,716万7,000円、前年度比6.2%の増とし、うち特別徴収保険料6,744万7,000円、前年度比6%の増、普通徴収保険料2,972万円、前年度比6.7%の増、一般会計繰入金が6,439万円、前年度比1.1%増と見込んでおります。主な歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,894万円、前年度比額にして687万1,000円、率にして4.5%の増となったところでございます。

議案第24号、平成23年度川俣町水道事業会計予算について申し上げます。業務の予定量については、給水戸数が3,567戸、年間有収水量を93万5,700立米と決めました。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を2億4,934万7,000円、水道事業費用を2億1,015万6,000円などとし、支出の主なものは、浄水場中央監視施設リース料、受水費などでございます。また、資本的収支につきましては、収入が5,200万1,000円、資本的支出は2億584万6,000円で、支出の主なものは、浄水場ろ過池補修及び配水管布設替工事などでございます。

その他重要な案件を提案しておりますが、詳細につきましては、提案の都度、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決を賜りますようお願い申し上げます。提出議案要旨の説明といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第2号「飯坂・谷沢集会所改善に関する請願書」、陳情第2号「別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情」、陳情第3号「保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書」、以上3件を総務文教常任委員会に、請願第1号「館地区館線の町道認定拡幅改良整備に関する請願書」、請願第3号「福島県最低賃金の引

き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」、請願第4号「山木屋長橋地内町道認定に関する請願書」、以上3件を産業建設常任委員会に、陳情第1号「発達障害児・者の就労支援を求める陳情書」これを厚生常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る12月定例会で可決されました「年金引き上げを求める意見書」ほか7件は、内閣総理大臣はじめ関係大臣等へそれぞれ送付いたしましたので、ご報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、福島地方広域行政事務組合議会臨時会について報告願います。

高野善兵衛君。

○15番（高野善兵衛君） 15番 高野です。私からは、福島地方広域行政事務組合議会の報告をいたします。

平成23年2月15日、福島地方広域行政事務組合議会臨時会が、ホテルサンルートプラザ福島に招集され、佐藤喜三郎議長とともに出席いたしてまいりました。付議議案は、議案3件でありました。議案第1号、福島県への公平委員会の事務の委託の廃止に関する協議の件、議案第2号、福島県市町村総合事務組合規約変更の件、議案第3号、専決処分承認の件、以上議案3件は審議の結果、可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりです。これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、川俣方部衛生処理組合議会定例会について報告願います。高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成23年2月16日、川俣方部衛生処理組合議会定例会が川俣方部衛生処理組合に召集され、佐藤喜三郎議長、石河清議員、菅野意美子議員とともに出席してまいりました。

付議案件は、議報告1件、議案1件でありました。議報告第1号、定期監査及び例月出納検査の結果の報告、議案第1号、平成23年度川俣ホーム衛生処理組合一般会計予算、以上議報告1件は報告され、議案1件は審議の結果、可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手元に配布の資料のとおりです。これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 最後に、福島地方水道用水供給企業団議会定例会について、私から報告いたします。この席からの報告をお許し願います。福島地方水道用水供給企業団議会の報告をいたします。

平成23年2月24日、福島地方水道用水供給企業団議会定例会は、摺上浄水場に招集され、出席いたしました。付議議案は、議案3件でありました。議案第1号、平成22年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算、議案第2号、平成23年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算、議案第3号、福島県市町村総合事務組合規約の変更の件、以上議案3件は審議の結果、可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付したとおりでありますので、これでご報告といたします。以上終わります。

以上で諸般の報告は終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7、議報告第1号、例月出納検査の報告を行います。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） なお、例月出納検査の結果報告は、お手もとに配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。（午前11時02分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8、報告第2号「寄付採納」について報告いたします。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9、報告第3号「専決処分の報告について（専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について）」報告いたします。

総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10、議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和41年川俣町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、特殊勤務手当」を削る。

第17条中「、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額」を削る。

第18条の3を削る。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月10日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

行財政改革の推進施策として、社会情勢の変化などに対応し、給与等の適正化を図るため、特殊勤務手当を廃止することに伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

職員の給与に関する条例において、給料に含まれない手当として定めている各種手当のうち特殊勤務手当につきましては、社会情勢が変化し、手当を支給すべき特殊性が薄らいでいることなどを踏まえ、特殊勤務手当を廃止するため、関係条文の訂正を行うものでございます。

条例第2条は給料の定義を定めており、給料に含まれないものとして特殊の手当などを列記してございますが、特殊勤務手当を廃止するため、当該手当を条文から削るものでございます。

次に、条例17号は、超過勤務手当などの計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算出方法を定めており、月額で定められている特殊勤務手当を含めた給与額の算出の基礎とするとしておりますが、特殊勤務手当を廃止するため、当該手当を条文から削るものでございます。

次に、条例第18条の3は、超過勤務手当などの額の特例を定めており、職員が月額で定められている特殊勤務手当以外の特殊勤務手当の支給対象となる業務を行った場合、当該業務が正規の勤務時間外に行われ、超過勤務手当などの支給対象にもなる場合には、町長が規則で定める額を超過勤務手当などとして支給することを定めておりますが、特殊勤務手当を廃止するため、当該条項を削除するものでございます。

次に、条例第25条は、特殊勤務手当の種類、支給を受けるものの範囲、手当の額及びその支給方法は別に条例で定めるとしてありますが、特殊勤務手当を廃止することに伴い、当該条項を消去するものでございます。

附則において、この条例は、平成23年4月1日から施行するとしてございます。以上、議案第5号の説明に代えさせていただきます。ご審議をよろしくお願い申し

上げます。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第11，議案第6号「職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第6号、職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年川俣町条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月10日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

行財政改革の推進施策として、社会情勢の変化などに対応し、給与等の適正化を図るため、特殊勤務手当を廃止するものである。

ご説明を申し上げます。

給与条例に基づき、特殊勤務手当の種類、支給を受けるものの範囲、手当の額及びその支給方法に関する事項を定めている職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止しようとするものでございます。特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上、特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特性に応じて支給するものとして定めておりますが、本手当につきましては、平成19年度から支給停止をしており、社会経済状況等の変化により、その職務が本来の職務であって、給与上、特別の考慮を必要とするだけの特殊性が薄らいでいることなどを踏まえ、本条例を廃止しようとするものでございます。

附則において、この条例は、平成23年4月1日から施行するとしてございます。

以上、議案第6号の説明に代えさせていただきます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第12，議案第7号「川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第7号、川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年川俣町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、特殊勤務手当」及び「、業務手当」を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第15条の2を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月10日

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

行財政改革の推進施策として、社会情勢の変化などに対応し、給与等の適正化を図るため、特殊勤務手当等を廃止することに伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

水道事業企業職員の給与に関する条例において、特殊勤務手当及び業務手当につきましては、社会情勢及び業務の特殊性を総合的に考慮し、その特殊性が薄らいでいることを踏まえ、特殊勤務手当及び業務手当を廃止するため、関係条文の改正を行うものでございます。

条例第2条は、給与の定義を定めているもので、給与に含まれないものとして各種の手当てを列記しておりますが、特殊勤務手当及び業務手当を廃止するため、当該手当を条文から削るものであります。

次に、条例第8条は、特殊勤務手当の支給対象となる業務を定めており、特殊勤務手当等を廃止することに伴い、当該条項を削除するものでございます。

次に、条例第15条2は、業務手当の算出の規定を定めておりますが、業務手当を廃止するため、当該手当等を条文から削るものであります。

以上、提案の説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第13、議案第8号「山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第8号、山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第5項の規定により、別紙総合整備計画書のとおり変更する。

平成23年3月10日

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

平成20年3月議会定例会で議決を経た平成20年度から平成24年度までの山木屋八木辺地にかかる計画について、その一部を変更するため、議決を求めるものである。次のページをお開きください。

総合整備計画書（案）

福島県伊達郡川俣町 山木屋八木辺地

（辺地の人口 164人 面積 5.1km<sup>2</sup>）

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する字の名称

川俣町山木屋字秋葉森山、字石平山、字大久保、字上、字トキウスズ山、字桑向、字桑ノ山、字糶屋山、字坂、字清水、字瀬戸、字世戸四山、字戸下向山、字八木、字八木西、字八木前、字八木南

(2) 地域の中心の位置

川俣町山木屋字坂25

(3) 辺地度点数

138点

2 公共的施設の整備を必要とする理由

本地域は、人家が山間地に点在する集落で、土地条件、自然条件に恵まれず、農業生産や生活環境の向上が阻害されている。

地域内を走る道路は、未改良、勾配急峻、幅員狭隘区間が多く、改良舗装が望まれている。次のページをお開きください。

3 公共施設の整備計画

平成20年度から平成24年度までの5年間

（単位：千円）

施設名	事業内容	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
板宮山・阿間線	道路改良舗装工 L = 406m W = 5.0m	川俣町	60,129	—	60,129	57,100
桑山線	道路改良舗装工事 L = 225m W = 4.0m	川俣町	20,000	—	20,000	19,000
八木西線	道路改良舗装工事 L = 225m W = 4.0m	川俣町	15,000		15,000	15,000
合計			95,129	—	95,129	91,100

それでは、ご説明を申し上げます。

山木屋八木辺地は、山木屋字坂25番地を中心に字秋葉森山、字石平など17の字で構成される地域であります。当地域は人家が山間地に点在する集落で、土地条件、自然条件に恵まれず、農業生産や生活環境の向上が阻害されておりますが、とりわけ地域内を走る道路は未改良、勾配急峻、幅員狭隘区間が多く、改良舗装が望

まれていることから、平成20年3月に総合整備計画を策定し、平成20年度から21年度に町道板宮山・阿間線、また、平成22年度には町道桑ノ山線の道路改良舗装工事を実施いたしました。本計画の変更につきましては、平成23年度に町道八木西線の未舗装区間全長317メートル、幅員4メートルを整備する内容を追加するものであり、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定に基づき、議会の議決を求めます。以上で説明いたします。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第14、議案第9号「小島田代辺地に係る総合整備計画の策定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第9号、小島田代辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、別紙総合整備計画のとおり定める。

平成23年3月10日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

平成23年度から平成27年度までの小島田代辺地に係る計画を定めるため、議決を求めます。次のページをお開きください。

#### 総合整備計画書（案）

福島県伊達郡川俣町 小島田代辺地

（辺地の人口 144人 面積 5.0km<sup>2</sup>）

### 1 辺地の概況

#### (1) 辺地を構成する字の名称

川俣町大字小島字井戸神、字入、字入中平、字入脇、字梶野、字上松ヶ柴、字小倉山、字下松ヶ柴、字袖ヶ作、字田代、字田代前、字立石、字寺久保、字中平、字鍋沢、字鍋沢山、字萩平、字萩平山、字林添、字原、字平ヶ前、字前、字水境、字水境山、字水ヶ作、字持子、字茂庭、字茂庭前、字柳ヶ作、字神廻

#### (2) 地域の中心の位置

川俣町大字小島字原19-1

#### (3) 辺地度点数

135点

### 2 公共的施設の整備を必要とする理由

本地域は、人家が山間地に点在する集落で、土地条件、自然条件に恵まれず、農業生産や生活環境の向上が阻害されている。

地域内を走る道路は、未改良、勾配急峻、幅員狭隘区間が多く、改良舗装が望まれ

ている。次のページをお開きください。

### 3 公共施設の整備計画

平成23年度から平成27年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業内容	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
町道 神廻山・ 田代前線	道路改良舗装工事 L = 642m W = 5.0m	川 俣 町	100,000	—	100,100	100,000
合 計			100,000	—	100,000	100,000

それでは、ご説明をいたします。

小島田代辺地は、小島字原19番地の1を中心に字井戸神、字入など30の字で構成される地域であります。当地域は、人家が山間地に点在する集落で、土地条件、自然条件に恵まれず、農業生産や生活環境の向上が阻害されておりますが、とりわけ地域内を走る道路は、未改良、勾配急峻、幅員狭隘区間が多く、改良舗装が望まれていることから、平成23年度から27年度の5か年で町道神廻山・田代前線の全長642メートル、幅員5メートルを整備する計画を策定し、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。以上で説明といたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第15、議案第10号「川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第10号、川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例

川俣町国民健康保険条例（昭和34年川俣町条例第98号）の一部を次のように改正する。

第7条中「350,000円」を「390,000円」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 施行日前に出産した被保険者に係る川俣町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

平成23年3月10日

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。  
ご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、国保加入被保険者の出産育児一時金にかかる改正規定でございます。現行は、条例附則第3号の規定によりまして、平成21年10月から平成23年3月までの期間を経過措置規定として出産育児一時金を39万円支給してまいりましたが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令に基づきまして、この附則第3項を削り、条例第7条の本則で39万円と規定し支給するため、所要の改正を行うものであります。本改正規定は、附則により平成23年度4月1日施行とするものであります。なお、規定で定めるところにより、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産される場合、掛け金相当の3万円を加算いたしますので、出産育児一時金は39万円とプラス3万円の合計42万円となります。以上、議案第10号の説明とさせていただきます。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第16、議案第11号「町道路線の認定、変更及び廃止について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第11号、町道路線の認定、変更及び廃止について

町道の路線を次のように認定、変更及び廃止する。

1. 認定する路線

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1116	八反田線	川俣町字八反田 22-4 先	八反田地内
		川俣町字八反田 34-2 先	
1117	八反田・瓦町線	川俣町字八反田 32-8 先	瓦町地内
		川俣町字瓦町 3 先	
1118	七窪・合ノ内線	川俣町字七窪 8-10 先	合ノ内地内
		川俣町飯坂字合ノ内 13-2 先	
1119	川原田支線 2号	川俣町字川原田 7-6 先	川原田地内
		川俣町字川原田 1-5 先	
2175	油田 2号線	川俣町大字鶴沢字油田 21-2 先	油田地内
		川俣町大字鶴沢字油田 19-1 先	

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2 2 2 9	聖前・沢目木線	川俣町大字東福沢字聖前 21 先	聖前地内
		川俣町大字東福沢字沢目木 10-1 先	
3 0 6 4	十二社線	川俣町大字羽田字十二社 7-8 先	十二社地内
		川俣町大字羽田字十二社 7-7 先	
3 0 6 5	十二社支線 1 号	川俣町大字羽田字十二社 7-11 先	十二社地内
		川俣町大字羽田字十二社 7-17 先	
3 0 6 6	十二社支線 2 号	川俣町大字羽田字十二社 7-18 先	十二社地内
		川俣町大字羽田字十二社 7-25 先	
3 0 6 7	上赤坂線	川俣町大字羽田字上赤坂 10 先	上赤坂地内
		川俣町大字羽田字上赤坂 2-2 先	
4 0 4 9	壁屋・東線	川俣町大字小島字壁屋 42-1 先	東地内
		川俣町大字小島字東 18-1 先	
5 0 4 0	八反田線	川俣町飯坂字八反田 17-4 先	八反田地内
		川俣町飯坂字八反田 12 先	
5 0 4 1	八反田支線 1 号	川俣町飯坂字八反田 13-5 先	八反田地内
		川俣町飯坂字八反田 13-6 先	
5 0 4 2	八反田支線 2 号	川俣町飯坂字八反田 24-3 先	八反田地内
		川俣町飯坂字八反田 25-1 先	
5 0 4 3	米子田 2 号線	川俣町飯坂字米子田 22-4 先	米子田地内
		川俣町飯坂字米子田 7-1 先	
8 0 8 2	下平 2 号線	川俣町山木屋字下平 59 先	下平地内
		川俣町山木屋字下平 13 先	

## 2. 変更する路線

路線番号	新旧	路線名	起 点	重要な経過地
			終 点	
1 0 8 9	旧	上桜・ 仁井町線	川俣町字上桜 9-10 先	仁井町地内
			川俣町字仁井町 23-3 先	
	新		川俣町字上桜 9-10 先	
			川俣町字仁井町 24-4 先	

路線番号	新旧	路線名	起 点	重要な経過地
			終 点	
2155	旧	細越・ 笛田線	川俣町大字鶴沢字細越 16-5 先	笛田地内
			川俣町大字鶴沢字笛田 8-11 先	
	新		川俣町大字鶴沢字細越 16-5 先	
			川俣町大字鶴沢字笛田 8-7 先	
3011	旧	仲ノ坪・ 塚ノ越線	川俣町大字羽田字仲ノ坪 1-1 先	仲ノ坪地内
			川俣町大字羽田字塚ノ越 21-3 先	
	新		川俣町大字羽田字仲ノ坪 1-1 先	
			川俣町大字羽田字塚ノ越 22-3 先	
4035	旧	北成沢線	川俣町大字小島字北成沢 88 先	北成沢地内
			川俣町大字小島字北成沢 3 先	
	新		川俣町大字小島字北成沢 88 先	
			川俣町大字小島字北成沢 5-1 先	
8068	旧	問屋・ 広野原線	川俣町山木屋字問屋 38-7 先	問屋地内
			川俣町山木屋字広野原 11 先	
	新		川俣町山木屋字問屋 41-2 先	
			川俣町山木屋字広野原 11-1 先	

### 3. 廃止する路線

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1047	八反田・ 鉄炮町線	川俣町字八反田 22-4 先	瓦町地内
		川俣町字瓦町 3 先	

平成23年3月10日

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び同法第10条第2項、同条第3項の規定により、町道路線の認定、変更及び廃止をするものである。

ご説明を申し上げます。

本案は道路法の規定により、町道路線の認定及び廃止をしようとするものでございます。路線名の順に、路線名位置図を参考にしながらご説明してまいりたいと思いますので、次のページをお開きください。路線認定図の最初の1116と111

7は、関連するものでございます。1116、八反田線につきましては、八反田地内の町道桜・新道線から町道日和田・宮町支線1号を結ぶもので、道路台帳整備のため、路線の見直しをするものです。八反田・瓦町線につきましては、町道日和田・宮町線と町道日和田・中丁線を結ぶ道路です。道路台帳整備のため、路線の見直しをするものです。位置につきましては、八反田橋のところでございます。次のページをご覧ください。1118、七窪・合ノ内線につきましては、七窪地内から飯坂合ノ内を結ぶ広瀬川左岸の道路を新たに認定するものでございます。次のページをお開きください。1119、川原田支線2号につきましては、川原田地内の町道川原田線から国道349号線を結ぶ広瀬川右岸にできる予定の河川管理道路を新たに認定するものでございます。次のページをご覧ください。2175、油田2号線につきましては、鶴沢字油田地内の町道鶴東・鉄炮町線から町道油田線を結ぶ新たに認定するものでございます。次のページをお開きください。2229、聖前・沢目木線につきましては、東福沢字聖前地内の道路を新たに認定するものです。次のページをご覧ください。3064、3065、3066は、関連するものでございます。3064、十二社線、3065、十二社支線1号、3066、十二社支線2号につきましては、羽田字十二社地内において、宅地分譲区内の道路で、町道認定申請のあった路線を新たに認定するものです。次のページをお開きください。3067、上赤坂線につきましては、羽田字上赤坂地内の町道柿ノ久保・北赤山線から町道石橋・北山入線を結ぶ道路を新たに認定するものでございます。次のページをご覧ください。4049、壁屋・東線につきましては、町道壁屋線の改良工事に合わせた道路区域の変更により、町道区域から外れるもので、新たに認定するものでございます。次のページをお開きください。5040、5041、5042は、関連するものでございます。5040、八反田線、5041、八反田支線1号、5042、八反田支線2号につきましては、飯坂字八反田地内の主要地方道原町・川俣線から町道下谷沢・八反田線までの道路とその支線について、新たに認定するものでございます。次のページをご覧ください。5043、米子田2号線につきましては、飯坂字米子田地内の町道米子田線と町道下谷沢・八反田線までの道路を新たに認定するものでございます。次のページをお開きください。8082、下平2号線につきましては、山木屋字下平地内の道路を新たに認定するものでございます。

次のページからは、変更路線の位置についてでございます。1089、上桜・仁井町線につきましては、字仁井町地内の終点の位置を町所有地に合わせて延長するものでございます。次のページをお開きください。2155、細越・笛田線につきましては、鶴沢字笛田地内の終点の位置を町所有地に合わせて延長するものでございます。次のページ、3011、中の坪・塚ノ越線につきましては、羽田字塚ノ越地内で県道月舘・川俣線の工事で終点が変わったので、認定の見直しをするものでございます。次のページをお開きください。4035、北成沢線につきましては、小島字北成沢地内で終点を国道349号線まで延長するものでございます。

次のページ、8068、問屋・広野原線につきましては、山木屋字問屋地内で起点を変更し、国道114号線の道路区域と整合させるものでございます。次のページをお開きください。廃止の路線についてでございます。1047、八反田・鉄炮町線につきましては、路線の見直しにより認定する路線1116、八反田線、1117、八反田・瓦町線と重複をするもので、廃止するものでございます。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。  
(正 午)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。  
(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第17、議案第12号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第12号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例

川俣町町営住宅条例（平成4年川俣町条例第2号）の一部を次のように改正する。別表1及び別表2を別紙のように改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月10日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

老朽化した町営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものである。

それでは、ご説明を申し上げます。

本案は、町営住宅の条例に定める団地及び住宅のうち、耐用年数を経過した老朽住宅の用途を廃止しようとするために、所要の改正を行うものであります。それでは、内容等について、別紙でお配りしております川俣町町営住宅条例新旧対照表をご覧くださいと思います。

団地別について条例別表1、住宅別につきましては、別表2の順に説明をさせていただきます。

別表1 （第2条関係）

住宅名	位置	戸数
七窪団地	川俣町字七窪8番地	26
ふもと川団地	川俣町大字鶴沢字笛田4番地の1	80

住宅名	位置	戸数
中道団地	川俣町飯坂字中道 2 2 番地の 2	1 2
賤ノ田団地	川俣町字賤ノ田 1 番地の 1 4	4 0
飯坂団地	川俣町飯坂字北古堂道内 4 0 番地の 1	1 0
小綱木団地	川俣町小綱木字反田 3 3 番地	1 0
小綱木団地	川俣町小綱木字反田 3 6 番地の 1	6
壁沢団地 1 号棟	川俣町字壁沢 6 番地の 1 2	4 0

別表 2 (第 2 条関係)

住宅名	位置	戸数
小作住宅	川俣町字小作 2 5 番地ほか	9
山木屋教員住宅	川俣町山木屋字大清水 3 番地ほか	4
賤ノ田教員住宅	川俣町字東大清水 1 2 番地の 1	1
天神入住宅	川俣町字天神入 2 番地	1
本町住宅	川俣町字本町 6 7 番地	2
後田住宅	川俣町字後田 2 6 番地	1
八反田住宅	川俣町字八反田 2 2 番地ほか	3
柏崎住宅	川俣町字柏崎 8 8 番地の 8	2
山木屋大清水住宅	川俣町山木屋字大清水 2 番地の 7	1
壁沢住宅 2 号棟	川俣町字壁沢 6 番地の 1 2	4 0

別表 1、団地 4 棟減、別表 2、住宅で 8 棟減、全体で 1 2 棟の用途の廃止となるものでございます。

以上、提案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

◇ ◇ ◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第 1 8，議案第 1 3 号「川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

- 建設水道課長（沢井一雄君） 議案第 1 3 号、川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川俣町道路占用料徴収条例（昭和 6 1 年川俣町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同条第 2 号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、「新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧を行う鉄道並びに」を削り、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号中「道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「政令」という。）」を「政令」に改め、同号を同条第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第11の7第1項に規定する応急仮設住宅別表を別紙のように改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の川俣町道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

平成23年3月10日

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

それでは、ご説明を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令に基づき、所要の改正を行うものであります。川俣町道路占用料徴収条例は、道路法施行令に準拠した内容であり、平成20年1月18日付け政令第5号で同法の改正に伴い、川俣町道路占用料徴収条例の一部改正するものであります。

それでは、変更の内容について、別紙お配りしております川俣町道路占用料徴収条例新旧対照表でご説明してまいりたいと思っておりますので、ご覧頂きたいと思っております。まず、下線を引いてあるところをご覧いただきながら対比していただきたいと思っております。

まず、現行第3条中の第5項を6号とし、第4号を5号とし、第3号を4号として、同条中の2号中、日本鉄道建設公団を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に改めます。新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害普及を行う鉄道施設並びにを削り、同号を同条3号とし、同条第1号中、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）を政令に改める。同文を同条2号とし、同号の前に1号を加える。

次に、2ページをお開きください。2ページ以降は、占用料金が現行と改正とで対比されるようになっております。改正後の料金が約30%減額となる改正となっておりますので、ご覧頂きたいと思っております。

以上で提案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。



- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第19、議案第14号「訴えの提起について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

- 建設水道課長（沢井一雄君） 議案第14号、訴えの提起について

川俣町は町営住宅の明け渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

- 1 訴訟事件名

川俣町町営住宅の明け渡し請求事件

2 当事者

原告 川俣町字五百田 30 番地  
川俣町

上記代表者 町長 古川道郎

被告 川俣町小網木字反田 36 番地の 1  
小網木団地 611 号  
菅野 一宏

3 請求の趣旨

被告について、町営住宅の明け渡しを求め、家賃の滞納額並びに明け渡し請求後の損害の支払いを求め、かつ、訴訟費用を被告の負担とするとの判決及び仮執行の宣言を求める。

4 授權事項

町長は、訴えの取り下げ、裁判上の和解又は請求の放棄、あるいは判決結果による上訴等の必要な行為を行うことができるものとする。

5 管轄裁判所

福島簡易裁判所

平成 23 年 3 月 10 日

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

町民住宅明け渡し並びに滞納家賃の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

ご説明を申し上げます。

本提起につきましては、川俣町町営住宅の明け渡し等の請求に関し、訴えを提起することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

長期にわたり不在で、町営住宅の住宅使用の実態が認められない 1 名の入居者に対し、住宅の明け渡し請求を行うための訴えの提起であります。昨年 6 月頃より電気が止まり、ガス、水道も使用されていない状態であり、定期的に訪問をし、確認をしておりましたが不在であり、郵便物等が放置された状態が続いております。本人、家族及び連帯保証人等を訪問いたし、所在、連絡先の情報を得ようとしたしましたが、現在も所在不明の状態であります。

以上、提案の説明とさせていただきます。ご審議をよろしく申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここでおはかりいたします。

日程第 20，議案第 15 号から日程第 24，議案第 19 号までは、平成 22 年度各会計の補正予算です。以上 5 件を一括議題とし、所管が同じ議題はまとめて説明

を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって以上5件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第20，議案第15号「平成22年度川俣町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第15号 平成22年度川俣町一般会計補正予算（第7号）について説明した。 ◇ ◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第21，議案第16号「平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第22，議案第17号「平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第5号）」、日程第23，議案第18号「平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、以上3件を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第16号 平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第17号 平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第5号）、議案第18号 平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第24，議案第19号「平成22年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 議案第19号 平成22年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は午後2時20分といたします。  
(午後2時05分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。(午後2時20分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） おはかりいたします。

日程第25，議案第20号から日程第37，議案第32号までは平成23年度各会計の当初予算です。以上13件を一括議題とし、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって以上13件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第25，議案第20号「平成23年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第20号 平成23年度川俣町一般会計予算について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第26，議案第21号「平成23年度川俣町国民健康保険特別会計予算」、日程第27，議案第22号「平成23年度川俣町介護保険特別会計予算」、日程第28，議案第23号「平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第21号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計予算、議案第22号「平成23年度川俣町介護保険特別会計予算」、議案第23号「平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は3時55分といたします。  
(午後3時42分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。  
(午後3時55分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第29，議案第24号「平成23年度川俣町水道事業会計予算」、日程第30，議案第25号「平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」、以上2件を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第24号 平成23年度川俣町水道事業会計予算、議案第25号 平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計予算について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第31，議案第26号「平成23年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 議案第26号 平成23年度川俣町奨学資金特別会計予算について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第32，議案第27号「平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢口 進君）議案第27号 平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第33, 議案第28号「平成23年度川俣町小島財産区特別会計予算」、日程第34, 議案第29号「平成23年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」、日程第35, 議案第30号「平成23年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」、日程第36, 議案第31号「平成23年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」、日程第37, 議案第32号「平成23年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」、以上5件を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第28号から、議案第32号までの平成23年度川俣町小島・飯坂・大綱木・小綱木・山木屋財産区特別会計予算について説明した。

◇

◇

◇

#### ◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただき、委員会の日程等について協議願います。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長にお願いいたします。

明日11日は、議案調査のため休会といたします。12日は土曜日、13日は日曜日のため、休会といたします。14日月曜日は、午前10時に本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後4時43分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 鳴原利光

同 署名議員 高橋道也